

## 石川県の犯罪・非行についての犯罪社会学的検討

### A sociological criminology study of crime and delinquency in Ishikawa prefecture

竹 中 祐 二

#### 要旨

本稿では石川県の犯罪・非行について、公的統計の二次分析によって都道府県を単位とする相対的な動向を確認した。検討の結果、総じて全国的に見て低位に推移していることが確認された。詳細に見ると、際立って犯罪・非行が少ないという訳ではなく、上下いずれ振れるにせよ、罪種によって傾向が異なることも確認された。本稿の結果を踏まえた上で、実践的には県内の詳細な発生動向について、理論的には地域性をもたらす要因について、より顕在化を図る検討を進めることが今後の課題である。

キーワード：犯罪 (crime) / 非行 (delinquency) / 公的統計 (official statistics)

#### I 問題の所在

「犯罪」を「地域社会」との関係から論じる研究は決して目新しいものではない。犯罪学の歴史は18世紀後半が出発点とされるが<sup>1)</sup>、その黎明期から見られるものである。犯罪現象は絶えず人々の生活にとっての脅威であり続けているが、今の様な交通網も移動手段も持たなかった前期近代の人々にとって、治安の問題を生活圏である地域社会を単位として見ることは、今以上に当然のことであろう。

世界的に見て治安が良いと評価される現代日本においてもそれは同様であり、「地域社会」における何らかの対処が必要だと考える人々が多い。例えば、内閣府が2017年に実施した「治安に関する世論調査」では、「ここ10年間で日本の治安はよくなったと思うか」という質問に対して「悪くなったと思う」という回答割合が60.8%（「どちらかといえば悪くなったと思う」48.6%・「悪くなったと思う」12.2%）という結果であった<sup>2)</sup>。この設問は「いまの日本社会」について尋ねるものとなっている。しかし、日本の治安に関わる問題として、「地域社会の連帯意識が希薄となった」

と回答する者（複数回答）の割合が54.6%で最も高くなっている<sup>3)</sup>。また、治安対策として警察の取り締まり以外に必要と考える手段としても、地域社会を基盤とした様々な取り組みを支持する割合は総じて高い。

しかし、多くの人々が有する日本全体の治安情勢と地域社会の状況の理解には大きな振れが見られる。社会安全研究財団が2018年に行った「第6回犯罪に対する不安感等に関する調査研究」の結果を見ると、図1のように、日本全体の治安を「悪くなった」と評価する者の割合が非常に大きい。過去の調査では7割を超える者がそのように感じていた。直近の調査では初めて半数を下回ったものの、回答者の中での割合は依然として最も大きい。他方、図2を見ると、居住地域の治安を「悪くなった」と評価する者の割合は、一貫して極めて小さい。日本全体の治安が悪くなったとして、それが必ずしも、万遍なく全国的な動向であることを意味する訳ではない。そのことは、犯罪の生態学的研究と一致する視点である。とは言え、日本全体と居住地域の治安意識には大いに乖離がある。同調査は全国的に行われたものである。

すなわち、多くの一般市民にとっては、「日本の治安が悪い／悪くなった」と認識しても、それは「自らの居住地域にとっては関係が無い」と理

TAKENAKA, Yuji

北陸学院大学 人間総合学部 社会学科  
社会病理学、犯罪社会学

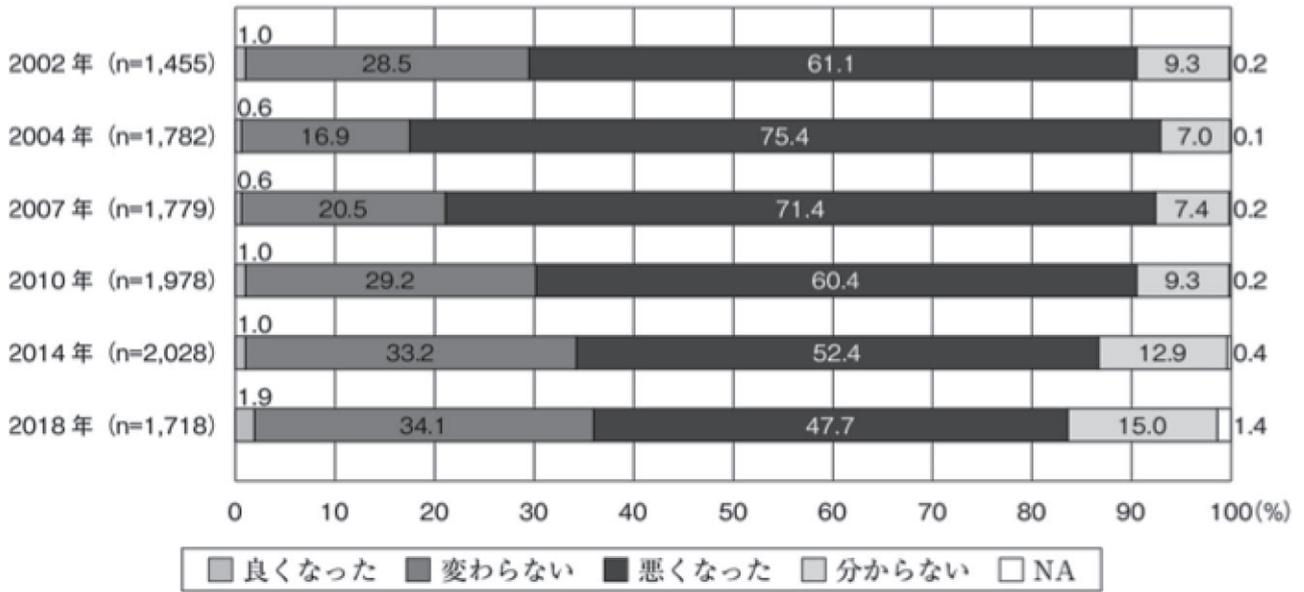


図1 日本全体の治安評価の推移  
(出典：社会安全研究財団2019「第6回犯罪に対する不安感等に関する調査研究」p. 62)

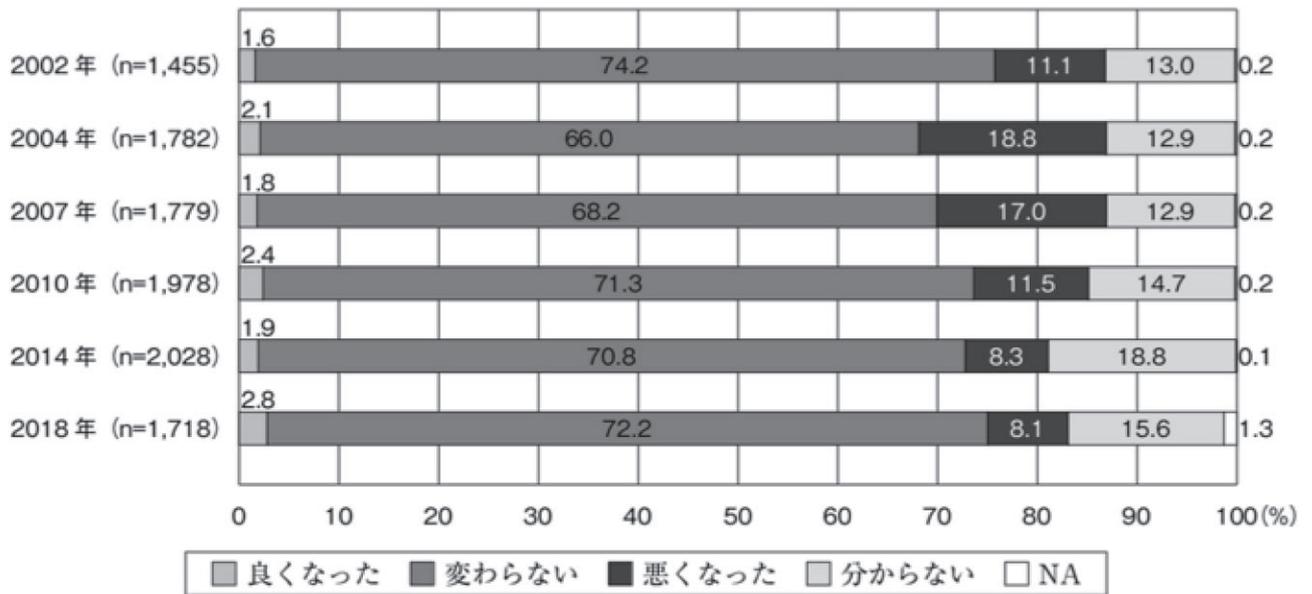


図2 居住地域の治安評価の推移  
(出典：社会安全研究財団2019「第6回犯罪に対する不安感等に関する調査研究」p. 61)

解していることを表しているのである。犯罪への対応が生活課題であることは間違いない。しかし、このように誤った治安意識が肥大することは危険であり、治安情勢を適切に把握することは重要である。

犯罪予防を意識した「安全・安心まちづくり」は1990年代後半から展開され始め、その動きは2000年代前半に各地で広がりを見せている<sup>4)</sup>。「安全・安心」をして、「安全」を客観的指標、「安心」を主観的指標と位置付ける整理が多く見られるが、

その理解は決して正解ではない<sup>5)</sup>。「安全」ではない地域社会において「安心」することは治安悪化を引き起こしかねないが、客観的に、言い換えると相対的に「安全」であると位置付けられる地域社会であっても、それを主観的に「安全」であると住民が見なさない場合に、主観的な「安心」が阻害され、一層の不安意識を煽り立てる悪循環をもたらす。

地域社会と犯罪との関係を「犯罪白書」における記述から見たとき、1990年代後半から2000年代初頭にかけては、治安悪化を根拠にセキュリティの強化が喧伝されていたが、2004年度版以降ほぼ毎年「再犯・再非行予防」に向けた処遇のあり方が主題として取り扱われており、その文脈においては、「取り締まり強化」という排除の方向性とは逆の、包摂に向けた取り組みが地域社会には期待されている。しかし、漠然とした不安意識を根拠に据えてしまうと、効果的な刑事政策の実践は期待できなくなる。個別具体的な犯罪発生の危険が無いままに地域社会の「安全・安心」を守ろうとするならば、犯罪のリスク因子と思われるものを次々と除去していくこと位しかなされないだろう。その結果、包摂が求められる今日において、より一層の排除が進むという逆効果となるどころか、犯罪リスクを追及することで不安意識がますます高まるという負のスパイラルを引き起こすであろう。

以上の問題意識を背景に、この章のまとめとして、本稿のねらいについて述べる。本学が所在する石川県を含む北陸三県が、治安が悪いとして話題に挙げられることは極めて少なく、むしろ治安情勢は全国的に見て良好な部類に入るだろう。ただし、根拠に基づいてこのことを客観的・説得的に語る資料はまず見当たらない。都道府県を単位として犯罪・非行の状況について検討する論文はそもそも少なく、国立情報学研究所が運営する学術情報データベース「CiNii」を用いて「石川県」と「犯罪」をキーワードして検索しても該当するのは3件に留まり、その内2件は内容的に全く異なるものであるから、実際には該当するのは、関根徹らが2010年に著した「北陸三県における犯罪の特徴－石川県・福井県の犯罪－」という論文1件のみである。

上記先行研究では、北陸三県それぞれに関して、全国的な動向との詳細な比較の中から、各県の犯罪・非行の状況について言及がなされている<sup>6)</sup>。同研究では、人口比を調整した上で、全都道府県の中で何番目に犯罪が多い・少ないかを検討するなど、非常に興味深い検討がなされている。しかし、不十分な点が少なくない。例えば、全都道府県の中での順位を見る作業は犯罪総数のみに留まり、罪種別の検討においてはその作業が行われていない。それ以外については、日本全体および石川県を単位として前年度との増減率が算出されている。基準点を設けずに単年で増減率を見ることは、中長期的なトレンドを正確に捉えることには向かないが、それにも増して関根らの先行研究には大きな問題がある。一般的に、ある集団・まとまりと単位としてデータを収集して比較検討をする際には、その集団・まとまりに固有の要因を考慮した上で比較がなされなければならない。そのため本来は、こういった「文脈情報」を加味して、「下位…レベルでの分析と上位…レベルでの分析を同時に行う」ために「マルチレベル分析」という手法が採用される<sup>7)</sup>。「マルチレベル分析」の実施は筆者の力量を大幅に超えるため、本稿ではここまで作業は行わないものとする。しかし、都道府県を単位とするデータを見るにあたっては、それを日本全体でならしたり、ましてや都道府県レベルの単位のデータを単純に平均化したりした値を基準として比較することは、全く何の意味もなさないことは明白である。それゆえ、都道府県を単位とした、都道府県間の比較によってのみ、石川県の相対的な犯罪情勢を適切に言い表すことができるのである。

これらのことから、本稿では、「相対的に見て石川県の犯罪・非行は多い／少ないのか」を明らかにすることに焦点化して、統計的検討を行う。その上で、「相対的に見て石川県の犯罪・非行は多い／少ないとして、それはどの程度なのか」ということについても、限定的ではあるが言及する。先行研究では、ほぼ順位によってのみしか多い／少ないについての議論を行っていないことから、それを克服することも視野に入れている。

## II データと手続き

本章では、分析に用いるデータの出典と概要、そして加工する手続きについて説明する。基本的には犯罪・非行に関するデータ、それを統制するのに用いる人口に関するデータの2種類となる。

はじめに、犯罪データについて説明する。関根他(2010)では、石川県警察の作成した犯罪統計書に基づいて分析を行っていた。本稿も基本的に同じスタンスをとるが、石川県を除く46都道府県警察の作成した犯罪統計書を全て収集するのは困難である。そこで、各犯罪統計書の中から重要なものを抜粋して報告し、都道府県単位での比較を可能にする形で警察庁がまとめた「犯罪統計資料」を分析に用いることとした。同資料は「政府統計の総合窓口 e-Stat」から入手した。そのため、最新の2018年版<sup>8)</sup>から遡り、2002年版までの17年分を入手したが、同資料には比較のために作成前年分のデータを併記していることから、本稿での分析には2001年から2018年までの18年分を用いている。

各年の犯罪統計資料の中で、まず刑法犯認知件数を用いることとした。先行研究では、人々の関心事であるとして検挙率を中心として分析を行っていたが、犯罪発生から検挙までにはタイムラグが起り得るため、発生状況に主眼を据える意味合いから、本稿では認知件数を採用することとした。

刑法犯全体以外に、罪種別の検討も必要であるが、各都道府県警察が作成する犯罪統計書とは異なり、犯罪統計資料には全ての罪種において都道府県単位の詳細なデータは記載されていない。そのため、犯罪統計資料の編集方針に沿って重要なものと位置付けられていた、以下に述べる8種類の分類を採用することとした。まず、「重要犯罪」として、「殺人」、「強盗」、「放火」、「強制性交等<sup>9)</sup>」、「略取誘拐・人身売買」、「強制わいせつ」の認知件数を合算したものを分析の対象とした。続いて、重要犯罪の中でも「殺人」、「強盗」、「放火」、「強制性交等」については、さらに「強盗」の中でも「侵入強盗」については独立して表が作成されていたので、それぞれについても分析の対象とした。その他、財産犯の中でも「侵入盗」、「自動車盗」、「ひったくり」、「すり」の4罪種を「重要窃盗犯

としてまとめられており、さらには「侵入盗」についても独立して表が作成されていたので、それぞれを分析の対象とした。

ところで、認知件数をはじめとして、犯罪に関する統計の中で実数を用いられることは少ない。分析対象の人口規模の影響を取り除かなければ比較に馴染まないからである。そのため、一定の人口比に統制した「犯罪率」(犯罪発生率)を用いた分析を行うことが一般的であり、本稿でも認知件数の実数ではなく、認知件数に基づいて算出された犯罪率を比較分析に用いることとした。またその際、犯罪率における基準となる単位人口について厳密な定義がある訳ではないが、同じく一般的なものとして人口10万人比の犯罪率を分析の対象とした。

それでは次に、犯罪率の算出に用いる人口データについて説明しよう。2001年以降で言えば、2005年、2010年、2015年の3回、国勢調査が行われている。そこで、上記各年については、総務省統計局によって提供されている国勢調査データから人口を参照した。それ以外の年については、同じく総務省統計局によって提供されている人口推計データから人口を参照した。国勢調査データと人口推計データの両方についても「政府統計の総合窓口 e-Stat」から入手しているが、その中で人口推計は「国勢調査による人口を基に、その後の各月における出生・死亡、入国・出国などの人口の動きを他の人口関連資料から得ることで、毎月1日現在の男女別、年齢階級別の人口を推計した」として説明されており、「また、毎年10月1日現在の全国各歳別結果及び都道府県別結果も推計している」と説明されている<sup>10)</sup>。そのことから、2005年、2010年、2015年を除き、各年10月1日現在の人口推計データを用いている。

続いて、非行データについて説明する。関根他(2010)では少年による非行についてのわずかにしか言及していない。そのため、「相対的に見て石川県の『非行』は多い／少ないのか」を検討することは、本稿の有する独自性である。しかし、犯罪統計書には都道府県を単位とする非行データは掲載されていない。そのため、裁判所が作成した「司法統計」を活用し、各年度<sup>11)</sup>の新受人員データを用いることとした。家庭裁判所に送致される

少年の内、5割弱が審判不開始、約2割が不処分と、何らかの処分・処遇に付される者の割合は小さい。ただし、全件送致主義がとられていることから、違法性が軽微な非行も含めて、非行の実態をより正確に把握することができるため、家庭裁判所新受人員データを用いることとした。なお、犯罪データと揃えるため本稿での分析には2001年度から2018年度までの18年分を用いている。なお、司法統計では詳細な非行別罪種別のデータを得ることが可能であったが、犯罪データとの比較の便宜上、非行種別の分類方法は犯罪データと極力同様にする事とした。ただし、非行データの中には侵入強盗および侵入盗として独立した項目が無かったため除外し、それに代わるものとして、非行の大部分を占める窃盗犯を分析に用いることとした。また、非行データにおいても実数をそのまま用いることは都道府県別の比較に適さない。そのため、非行データも人口比に統制する必要があるが、分母となる単位人口だけではなく、非行データについては未成年の人口を基準としたり、10代の人口を基準としたりとさらに一定していない。本稿では差し当たり、未成年の人口10万人比で発生率を算出することとした。

本稿では、これらの犯罪・非行データをさらにもう1段階加工している。例えば殺人のように発生件数がそもそも少ない罪種にあっては、1件の違いが他の罪種に比べて大きな意味を持つ。そのような影響をなるべく小さくするため、またデータの経年的な動向を見るためには単年（度）ごとの影響をなるべく除去する必要がある<sup>12)</sup>。そのため、発生率データを単年（度）で算出するのではなく、移動平均法を用いることとした。移動平均法とは、「平均をとる期間を徐々にずらしていく平均法」のことであり、時系列データが持つ変動性をならず目的のために用いられる<sup>13)</sup>。どの程度の期間で区切るのかはデータ数や分析の目的によって異なり、期間の幅を大きくすると、変則的な影響をならず働きは大きくなるものの、長期的なトレンドが見え辛くなるという欠点もある。分析者の恣意的な判断となることは否めないが、本稿ではひとまず5年を区切りとする移動平均を用いることとした。

ところで、人口比に統制することで犯罪・非行

データを都道府県単位で比較することができるように加工した。この手続きによって、先行研究が採用したような、全都道府県の中での順位を示すことなどができる。ただし、分布の態様によっては、例えば中心値・最頻値周辺にデータが偏っているような場合には、見かけ上低位の順位であったとしても、それをもってして犯罪・非行が少ないとは言えないだろう。そのため、発生率データを標準化することとした。標準化とは、各データの値から平均値を引いた値を分子に、標準偏差を分母に置くことで、データの平均値を0、標準偏差を1になるよう変換し、分布における各データの相対的な位置をより分かり易くするための手続きである<sup>14)</sup>。

ただし、標準化によって相対的な位置を見え易くするための前提として、そもそもデータが正規分布している必要がある。そのため、発生率データについて、正規性の検定を行わなければならない。この作業については、IBM SPSS Statistics Ver. 24を用いて、Shapiro-Wilkの正規性の検定を行った。その結果に関して、犯罪データについてまとめたものが表1、非行データについてまとめたものが表2である<sup>15)</sup>。表1ならびに表2を見ると、一部のデータについてのみ、5%水準で有意な結果が得られた。全体を概観すると、犯罪データについては、刑法犯全体に関しては比較的正規分布に従っている傾向が確認された。反対に、先に述べたような、発生件数がそもそも少ない罪種にあっては偏りが見られ、ほとんど正規性が認められなかった。他方、非行データでは比較的多くの部分で正規分布に従っていることが確認された。発生件数の実数が少ない、例えば強制性交等について正規分布に従っているのは非常に興味深い。都道府県を単位とした比較において正規分布に従っているということであるから、犯罪・非行の多い／少ない都道府県の特徴を見ることで、「場」の影響あるいは地域性といったものを見ることができると言えるだろう。また、結論の先取りになるが、警察統計は犯罪発生地を基準として作成されるが、家庭裁判所の係属状況を見る司法統計においては、非行少年の居住地を基にしたデータが作成される。この点の違いも影響していることが推測されよう。

表1 犯罪データに対するShapiro-Wilkの正規性の検定

罪種	移動平均期間	統計量	自由度	有意確率	正規分布	罪種	移動平均期間	統計量	自由度	有意確率	正規分布
刑法犯総数	2001-2005	0.954	47	0.063	○	放火	2001-2005	0.904	47	0.001	
	2002-2006	0.955	47	0.069	○		2002-2006	0.891	47	0.000	
	2003-2007	0.951	47	0.045			2003-2007	0.883	47	0.000	
	2004-2008	0.947	47	0.035			2004-2008	0.892	47	0.000	
	2005-2009	0.944	47	0.026			2005-2009	0.903	47	0.001	
	2006-2010	0.947	47	0.035			2006-2010	0.937	47	0.014	
	2007-2011	0.950	47	0.045			2007-2011	0.964	47	0.158	○
	2008-2012	0.950	47	0.044			2008-2012	0.958	47	0.090	○
	2009-2013	0.954	47	0.060	○		2009-2013	0.903	47	0.001	
	2010-2014	0.955	47	0.068	○		2010-2014	0.864	47	0.000	
	2011-2015	0.955	47	0.068	○		2011-2015	0.849	47	0.000	
	2012-2016	0.952	47	0.050	○		2012-2016	0.839	47	0.000	
	2013-2017	0.953	47	0.059	○		2013-2017	0.806	47	0.000	
	2014-2018	0.950	47	0.044			2014-2018	0.761	47	0.000	
重要犯罪	2001-2005	0.917	47	0.003		強制性交等	2001-2005	0.938	47	0.015	
	2002-2006	0.932	47	0.009			2002-2006	0.951	47	0.048	
	2003-2007	0.936	47	0.012			2003-2007	0.929	47	0.007	
	2004-2008	0.932	47	0.009			2004-2008	0.945	47	0.029	
	2005-2009	0.942	47	0.021			2005-2009	0.949	47	0.039	
	2006-2010	0.933	47	0.010			2006-2010	0.964	47	0.155	○
	2007-2011	0.911	47	0.002			2007-2011	0.974	47	0.379	○
	2008-2012	0.882	47	0.000			2008-2012	0.975	47	0.393	○
	2009-2013	0.846	47	0.000			2009-2013	0.971	47	0.278	○
	2010-2014	0.818	47	0.000			2010-2014	0.969	47	0.235	○
	2011-2015	0.813	47	0.000			2011-2015	0.946	47	0.031	
	2012-2016	0.826	47	0.000			2012-2016	0.943	47	0.023	
	2013-2017	0.839	47	0.000			2013-2017	0.943	47	0.023	
	2014-2018	0.840	47	0.000			2014-2018	0.955	47	0.067	○
殺人	2001-2005	0.940	47	0.018		重要窃盗	2001-2005	0.922	47	0.004	
	2002-2006	0.891	47	0.000			2002-2006	0.924	47	0.005	
	2003-2007	0.908	47	0.001			2003-2007	0.924	47	0.005	
	2004-2008	0.941	47	0.019			2004-2008	0.921	47	0.004	
	2005-2009	0.950	47	0.043			2005-2009	0.920	47	0.003	
	2006-2010	0.954	47	0.060	○		2006-2010	0.921	47	0.003	
	2007-2011	0.977	47	0.474	○		2007-2011	0.913	47	0.002	
	2008-2012	0.983	47	0.705	○		2008-2012	0.905	47	0.001	
	2009-2013	0.954	47	0.060	○		2009-2013	0.903	47	0.001	
	2010-2014	0.920	47	0.003			2010-2014	0.899	47	0.001	
	2011-2015	0.907	47	0.001			2011-2015	0.902	47	0.001	
	2012-2016	0.907	47	0.001			2012-2016	0.887	47	0.000	
	2013-2017	0.937	47	0.013			2013-2017	0.886	47	0.000	
	2014-2018	0.906	47	0.001			2014-2018	0.876	47	0.000	
強盗	2001-2005	0.808	47	0.000		侵入盗	2001-2005	0.952	47	0.054	○
	2002-2006	0.830	47	0.000			2002-2006	0.954	47	0.062	○
	2003-2007	0.843	47	0.000			2003-2007	0.949	47	0.041	
	2004-2008	0.861	47	0.000			2004-2008	0.941	47	0.020	
	2005-2009	0.878	47	0.000			2005-2009	0.937	47	0.014	
	2006-2010	0.887	47	0.000			2006-2010	0.933	47	0.009	
	2007-2011	0.875	47	0.000			2007-2011	0.934	47	0.010	
	2008-2012	0.862	47	0.000			2008-2012	0.926	47	0.005	
	2009-2013	0.861	47	0.000			2009-2013	0.926	47	0.005	
	2010-2014	0.846	47	0.000			2010-2014	0.926	47	0.006	
	2011-2015	0.837	47	0.000			2011-2015	0.934	47	0.011	
	2012-2016	0.845	47	0.000			2012-2016	0.921	47	0.004	
	2013-2017	0.865	47	0.000			2013-2017	0.928	47	0.007	
	2014-2018	0.848	47	0.000			2014-2018	0.932	47	0.009	
侵入強盗	2001-2005	0.841	47	0.000							
	2002-2006	0.846	47	0.000							
	2003-2007	0.877	47	0.000							
	2004-2008	0.893	47	0.000							
	2005-2009	0.898	47	0.001							
	2006-2010	0.895	47	0.000							
	2007-2011	0.915	47	0.002							
	2008-2012	0.910	47	0.002							
	2009-2013	0.915	47	0.002							
	2010-2014	0.920	47	0.003							
	2011-2015	0.931	47	0.008							
	2012-2016	0.951	47	0.047							
	2013-2017	0.956	47	0.076	○						
	2014-2018	0.938	47	0.014							

Ⅲ 分析と考察

表3および表4は、各都道府県との比較による石川県の犯罪・非行の動向を示したものである。表3は犯罪データについて、表4は非行データについて示している。各表では、比較のために3種類の指標を用いている。多くの場合、犯罪データおよび非行データは正規分布に従わなかったため、ノンパラメトリックな手法を用いなければならない

い。そのため、上段には、犯罪率を降順で並べた際の石川県の順位を示している。都道府県は47あるから、順位の中央値は24であり、それより下であれば、石川県の犯罪・非行は相対的に少ないと言って良いだろう。また、高位群・中位群・低位群の3群に分けるならば、16位以上であれば犯罪・非行は相対的に多く、32位以下であれば相対的に少ないと言ってよいだろう。

表2 非行データに対するShapiro-Wilkの正規性の検定

罪種	移動平均期間	統計量	自由度	有意確率	正規分布	罪種	移動平均期間	統計量	自由度	有意確率	正規分布
刑法犯総数	2001-2005	0.892	47	0.000		放火	2001-2005	0.958	47	0.088	○
	2002-2006	0.710	47	0.000			2002-2006	0.836	47	0.000	
	2003-2007	0.715	47	0.000			2003-2007	0.860	47	0.000	
	2004-2008	0.703	47	0.000			2004-2008	0.805	47	0.000	
	2005-2009	0.692	47	0.000			2005-2009	0.880	47	0.000	
	2006-2010	0.971	47	0.279	○		2006-2010	0.900	47	0.001	
	2007-2011	0.977	47	0.472	○		2007-2011	0.967	47	0.208	○
	2008-2012	0.979	47	0.563	○		2008-2012	0.956	47	0.072	○
	2009-2013	0.979	47	0.565	○		2009-2013	0.960	47	0.113	○
	2010-2014	0.975	47	0.414	○		2010-2014	0.959	47	0.095	○
	2011-2015	0.969	47	0.240	○		2011-2015	0.927	47	0.006	
	2012-2016	0.963	47	0.140	○		2012-2016	0.929	47	0.007	
	2013-2017	0.961	47	0.116	○		2013-2017	0.916	47	0.003	
	2014-2018	0.957	47	0.079	○		2014-2018	0.927	47	0.006	
重要犯罪	2001-2005	0.964	47	0.154	○	強制性交等	2001-2005	0.933	47	0.009	
	2002-2006	0.975	47	0.414	○		2002-2006	0.933	47	0.010	
	2003-2007	0.956	47	0.075	○		2003-2007	0.971	47	0.299	○
	2004-2008	0.945	47	0.027			2004-2008	0.981	47	0.646	○
	2005-2009	0.963	47	0.145	○		2005-2009	0.966	47	0.188	○
	2006-2010	0.955	47	0.066	○		2006-2010	0.946	47	0.029	
	2007-2011	0.966	47	0.183	○		2007-2011	0.957	47	0.079	○
	2008-2012	0.947	47	0.032			2008-2012	0.952	47	0.053	○
	2009-2013	0.944	47	0.025			2009-2013	0.974	47	0.359	○
	2010-2014	0.946	47	0.031			2010-2014	0.963	47	0.143	○
	2011-2015	0.917	47	0.003			2011-2015	0.937	47	0.014	
	2012-2016	0.927	47	0.006			2012-2016	0.944	47	0.025	
	2013-2017	0.922	47	0.004			2013-2017	0.953	47	0.057	○
	2014-2018	0.948	47	0.036			2014-2018	0.931	47	0.009	
殺人	2001-2005	0.939	47	0.016		窃盗	2001-2005	0.978	47	0.493	○
	2002-2006	0.953	47	0.059	○		2002-2006	0.973	47	0.332	○
	2003-2007	0.959	47	0.100	○		2003-2007	0.967	47	0.200	○
	2004-2008	0.964	47	0.151	○		2004-2008	0.966	47	0.179	○
	2005-2009	0.941	47	0.020			2005-2009	0.950	47	0.044	
	2006-2010	0.909	47	0.001			2006-2010	0.958	47	0.089	○
	2007-2011	0.849	47	0.000			2007-2011	0.971	47	0.288	○
	2008-2012	0.786	47	0.000			2008-2012	0.978	47	0.499	○
	2009-2013	0.806	47	0.000			2009-2013	0.980	47	0.592	○
	2010-2014	0.745	47	0.000			2010-2014	0.975	47	0.398	○
	2011-2015	0.796	47	0.000			2011-2015	0.969	47	0.236	○
	2012-2016	0.645	47	0.000			2012-2016	0.971	47	0.291	○
	2013-2017	0.967	47	0.196	○		2013-2017	0.982	47	0.663	○
	2014-2018	0.933	47	0.010			2014-2018	0.971	47	0.286	○
強盗	2001-2005	0.918	47	0.003							
	2002-2006	0.916	47	0.002							
	2003-2007	0.891	47	0.000							
	2004-2008	0.871	47	0.000							
	2005-2009	0.872	47	0.000							
	2006-2010	0.861	47	0.000							
	2007-2011	0.888	47	0.000							
	2008-2012	0.863	47	0.000							
	2009-2013	0.893	47	0.000							
	2010-2014	0.892	47	0.000							
	2011-2015	0.879	47	0.000							
	2012-2016	0.879	47	0.000							
	2013-2017	0.910	47	0.002							
	2014-2018	0.902	47	0.001							

中段には、中央値と石川県の値を比較し、中央値よりも大きければ+（プラス）で、小さければ-（マイナス）で示している。24位の場合は石川県の値が中央値となるから、±（プラスマイナス）で示している。順位のみでも十分ではあるが、より直感的に理解し易くする狙いがある。そのこともあって、プラスの場合には、合わせて網掛けで示している。

最後に下段では、正規分布に従うことが確認された場合にのみ、犯罪率を標準化した値を示している。標準正規分布においては、スコアが0に近ければ平均に近いことを意味しており、±1、±2、±3の位置は平均から±1シグマ、±2シグマ、±3シグマに対応しており、±1シグマの範

囲に全データの約68%が、±2シグマの範囲にデータの約95%が、±3シグマの範囲にデータの約99.7%が含まれることになるから、石川県の相対的な位置がより明確に読み取れることになる<sup>16)</sup>。

本章では、前章で記述したとおりに加工した統計データの内容について順を追って確認し、若干の分析を加えていく。

はじめに、表3の内容に沿って、犯罪全体の動向を見ていこう。順位を見ると、30位台が多くなっており、刑法犯全体で見ると、40位近くの順位が目立つ。全体的な動向としては端的に、石川県の犯罪は相対的に少ないと見て良いのではないだろうか。一部に示された標準化得点を見ても、40位台では標準化得点が-1相当の値を示しており、

表3 各都道府県との比較による石川県の犯罪の動向

	2001-2005	2002-2006	2003-2007	2004-2008	2005-2009	2006-2010	2007-2011	2008-2012	2009-2013	2010-2014	2011-2015	2012-2016	2013-2017	2014-2018
①刑法犯全体	38	38	37	38	38	39	40	39	38	38	37	35	33	31
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	-0.75	-0.74							-0.93	-0.86	-0.72	-0.64	-0.57	
②重要犯罪	31	34	35	38	40	44	43	43	42	36	24	25	22	22
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	±	—	+	+
③殺人	33	37	30	20	27	24	31	40	45	41	28	25	17	23
	—	—	—	+	—	±	—	—	—	—	—	—	+	+
						-0.15	-0.51	-1.06	-1.22					
④強盗	42	40	40	43	39	40	42	41	41	42	37	35	35	33
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑤侵入強盗	41	38	41	40	37	37	40	38	39	43	38	37	35	35
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
													-0.75	
⑥放火	39	32	28	33	35	36	44	40	34	37	28	28	40	45
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
							-1.39	-1.07						
⑦強制性交等	36	34	31	37	39	42	43	42	41	37	33	34	37	31
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
						-1.10	-1.20	-1.20	-1.19	-0.74				-0.51
⑧重要窃盗犯	31	30	30	31	31	30	30	32	31	26	22	18	18	18
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	+	+	+	+
⑨侵入盗	30	29	29	31	28	27	28	28	27	19	18	18	16	16
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	+	+	+	+	+
	-0.40	-0.39												

表4 各都道府県との比較による石川県の少年非行の動向

	2001-2005	2002-2006	2003-2007	2004-2008	2005-2009	2006-2010	2007-2011	2008-2012	2009-2013	2010-2014	2011-2015	2012-2016	2013-2017	2014-2018
①刑法犯全体	29	36	39	38	36	35	39	38	37	38	39	39	40	39
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
						-0.70	-0.76	-0.80	-0.80	-0.85	-0.86	-0.84	-0.90	-0.86
②重要犯罪	46	46	43	38	44	40	43	41	39	33	30	23	24	33
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	+	±	—
	-1.48	-1.64	-1.30		-1.33	-1.19	-1.23							
③殺人	29	32	30	9	17	19	11	12	21	22	6	3	2	15
	—	—	—	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
		-0.55	-0.48	0.74										1.78
④強盗	44	44	41	40	38	40	38	45	43	44	43	36	29	30
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑤放火	43	31	39	27	37	24	39	40	37	15	23	17	15	17
	—	—	—	—	—	±	—	—	—	+	+	+	+	+
	-1.05						-0.95	-0.92	-0.81	0.37				
⑥強制性交等	29	42	31	25	45	46	44	37	27	22	19	12	31	42
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	+	+	+	—	—
			-0.41	-0.30	-1.44		-1.21	-0.72	-0.23	-0.07				-0.51
⑦窃盗	35	41	40	40	42	42	42	42	41	41	40	40	42	41
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	-0.65	-1.12	-1.03	-1.04		-0.98	-1.08	-1.14	-1.13	-1.16	-1.12	-1.08	-1.13	-1.07

非常に犯罪が少ないことを示している。殺人や強盗といった、いわゆる凶悪犯罪については、全体動向よりも低い順位を示しており、その点でも治安の良さをより印象付ける結果となっている。他方、重要窃盗犯ならびに侵入盗については、この数年順位を上げていることが分かる。その意味で一定の警戒は必要であろうが、この結果をもって単純な結論を下すことは早計である。本稿では飽

くまで石川県の相対的な位置を示すことのみ焦点化している。すなわち、石川県で財産犯が増えたのか、それとも他の都道府県で財産犯が減ったのかは区別されなければならない、ということである。

標準化の手続きと相まって、先に非行データにおける強制性交等罪の動向について触れた。ここで犯罪データにおける強制性交等罪の動向に目を

向けると、こちらでも正規分布を示している年が他と比べて多くなっていることが分かる。もっとも、石川県では「少ない」ということをデータは示している。冒頭で触れたように、近時の刑事政策は再犯・再非行予防に重点が置かれており、性犯罪について言えば、矯正施設内でも保護観察処遇においても、認知行動療法に基づく性犯罪者処遇プログラムが展開されている。性犯罪は、個人の快楽を満たすためというよりも支配欲を満たすことが目的であり、その背景にはマクロなジェンダー規範が強固にあることが指摘される。他方、一部の人間が繰り返し起こすものでもあるから、上記プログラムの効果も認められるところである。そうした取り組みと矛盾しない形で本稿の結果から何が得られるのだろうか。フェルソン (Felson, M.) とコーエン (Cohen, L.E.) は、①動機をもった (潜在的な) 犯罪者、②適当な標的、③ (逸脱行為に対する) 有効な監視 (者) の不在、という3要素が時間的、空間的に同時発生することによって犯罪が起こるのであり、したがって、これらのうちいずれかの要素に働きかけることで犯罪を防ぐことができると結論付けた<sup>17)</sup>。ここから地域社会や犯罪の行われる場へ着目する意義が導かれるのであるが、本稿では都道府県を単位とした分析を行っているから、領域はより広いものである。そのことを加味して考えると、例えば被害者となりやすい若年女性の行動パターンが影響しているといった理由が一つには考えられるのではないだろうか。侵入盗は持ち歩きに適さない財産が狙われるのであるから、物理的な側面で地域性をもって理解することが可能である。他方、性犯罪は身体犯である。もちろん、人目のつかない危険な場所の有無によっても説明できるだろうが、そうした状況的；*situational*な理解よりも、都道府県単位の分析においては、人々の行動パターンという、よりマクロな分析が馴染むであろう。この点では、ブランティンガム夫妻による犯罪パターン理論の応用が期待される<sup>18)</sup>。

最後に、表4から石川県の少年非行の動向を確認する。刑法犯全体の動向を見ても、また罪種ごとに見ても、犯罪データと非常に近い結果を示している。刑法犯全体ではほとんどが40位に近い順位にあり、標準化得点も-1に近い値を示して

いる。この3年程は急に順位を上げているが、強盗については刑法犯全体よりもさらに低位を示している。やはり全体として、非常に良好な治安状況を示していると言って良いのではないだろうか。

しかし、一見して目立つのは殺人についてであろう。ほとんどの期間で高い順位を示しており、2013年からの5年移動平均によれば、日本で2番目に殺人が多く、標準化得点も1.78という極めて高い値を示している。もっとも、殺人は犯罪全体の約0.1%程度であるから、1件の重みが最も大きい犯罪類型である。その点にも留意した上で、要員を慎重に検討するべきであろう。

反対に、窃盗の順位が非常に低くなっている点も興味深い結果となった。犯罪の中で最も多くの割合を占めるのが窃盗犯であるから、窃盗犯の動向が、石川県全体の非行動向に大きく影響しているのである。

ただし、いずれにおいても、本稿から導かれた結論は極めて限定的なものであることは、繰り返し強調しておきたい。少なくとも、石川県の犯罪・非行は、相対的に見て非常に少ないということまでは確かに言えるだろう。もちろん、「県」を単位をしても、その中でどのような動向を示すかはまた別問題である。市街地と郊外で、都市部と農村部で、加賀と能登でどのように違うのか、これらは今後の課題である。そもそも、地域社会を単位とする犯罪の生態学的研究は、多様な側面に注目しながら、動的に行われるべきものである。本稿はそうした議論の端緒となるような、ある程度適切な統計的手続きを踏まえた現状認識を提起した点で、一定程度の貢献を果たしているのではないだろうか。

#### <謝辞>

本稿は、サントリー文化財団による2018年度人文科学、社会科学に関する学際的グループ研究助成を受けたものである。

研究テーマ：学際としての「北陸学」の構築を目指して

研究代表者：井出明

〈文献〉

- Brantingham, P. J. & Brantingham, P. L., 1981, *Environmental Criminology*, Sage Publications.
- Cohen, L. E. & Felson, M., 1979, *Social Change and Crime Rate : A Routine Activity Approach*, *American Sociological Review*, 44 (4), 588-608.
- 平井洋子・伊藤亜矢子・杉澤武俊, 2009, 「知っておきたいマルチレベル分析の考え方」日本教育心理学会編『教育心理学年報』48:60-3.
- 熊原啓作・渡辺美智子, 2007, 『身近な統計』放送大学教育振興会.
- 松原英世, 2006, 「犯罪観の変遷と刑罰の役割」日本法社会学会編『法社会学』第65号:67-84.
- 森田洋司, 1991, 「犯罪社会学と安全概念」日本犯罪社会学会編『犯罪社会学研究』16:56-74.
- 内閣府政府広報室, 2017, 「『治安に関する世論調査』の概要」
- 関根徹・西尾憲子・藤田尚, 2010, 「北陸三県における犯罪の特徴-石川県・福井県の犯罪-」高岡法科大学法学会編『高岡法学』28:97-151.
- 竹中祐二, 2010, 「条例制定動向からみる『安全・安心まちづくり』活動の展開」京都府立大学福祉社会研究会編『福祉社会研究』(11):69-86.
- 上田太一郎監修, 2006, 『Excelで学ぶ時系列分析と予測』オーム社

〈注〉

- 1) 松原英世, 2006, 「犯罪観の変遷と刑罰の役割」日本法社会学会編『法社会学』第65号:67.
- 2) 内閣府政府広報室, 2017, 「『治安に関する世論調査』の概要」
- 3) 同上
- 4) 竹中祐二, 2010, 「条例制定動向からみる『安全・安心まちづくり』活動の展開」京都府立大学福祉社会研究会編『福祉社会研究』(11).
- 5) 森田洋司, 1991, 「犯罪社会学と安全概念」日本犯罪社会学会編『犯罪社会学研究』16.
- 6) 関根徹・西尾憲子・藤田尚, 2010, 「北陸三県における犯罪の特徴-石川県・福井県の犯罪-」高岡法科大学法学会編『高岡法学』28.
- 7) 平井洋子・伊藤亜矢子・杉澤武俊, 2009, 「知っておきたいマルチレベル分析の考え方」日本教育心理学会編『教育心理学年報』48:60.

- 8) 本稿では、2019年9月23日現在入手可能なデータを用いている。
- 9) 2017年6月16日に成立、同年7月13日に施行された改正刑法により、強姦罪は強制性交等罪へと改められた。これにより、被害者が女性に限定されていたものから性別を問わなくなり、また処罰の対象となる行為も「性交、肛門性交又は口腔性交」に拡大された。このように、単純な名称変更ではなく、ある意味では全く異なる罪種と考えても良いが、分析の便宜上、本稿では同じものとして見なすこととした。
- 10) 「政府統計の総合窓口 e-Stat」における「人口推計」への説明から引用している。  
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200524&tstat=000000090001> (2019年9月23日確認)
- 11) 本稿で用いる他のデータと異なり、司法統計は年度単位で集約されていることをお断りしておく。
- 12) 上田太一郎監修, 2006, 『Excelで学ぶ時系列分析と予測』オーム社:5-7.
- 13) 同上:119-28.
- 14) 熊原啓作・渡辺美智子, 2007, 『身近な統計』放送大学教育振興会:71.
- 15) この検定の帰無仮説は、「この変数は正規分布をしている」という仮説となるため、有意水準を5%としたとき、 $p > 0.05$ のときにこの仮説が採用され、すなわち当該変数が正規分布していると見なすことができる。

IBM Webサイト (<https://render-prd-trops.events.ibm.com/support/pages/%E6%AD%A3%E8%A6%8F%E6%80%A7%E3%81%AE%E6%A4%9C%E5%AE%9A%E3%81%AE%E5%AE%9F%E8%A1%8C%E6%89%8B%E9%A0%86%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6>) (2019年9月23日確認)

- 16) 前掲注14):68-71.
- 17) Cohen,L.E. & Felson,M., 1979, *Social Change and Crime Rate : A Routine Activity Approach*, *American Sociological Review*, 44 (4), 589.
- 18) Brantingham,P.J. & Brantingham,P.L., 1981, *Environmental Criminology*, Sage Publications.